



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / 042-464-1311

ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

(携帯電話)
(Lモード)

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>
Lメニューリストから検索できます。

西東京

市の人口と世帯数

(平成18年12月1日現在)

		人口	前月比
人	男	94,925人 (1,318人)	6増 (12増)
	女	97,222人 (1,541人)	41増 (3減)
	合計	192,147人 (2,859人)	47増 (9増)
世帯数		86,632世帯 (1,490世帯)	35増 (15増)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

今号の主な内容

5面

胃がん検診の受付が始まります



12月15日(金)~平成19年1月4日(木)まで、2月に実施する胃がん検診の受け付けが始まります。

6面

「わが街をみんなで守ろう年の暮れ」



12月20日(水)~29日(金)の間、年末地域安全運動を実施します。地域のパトロールにご協力ください。

7面

ロードレース大会参加者募集!!



2月12日(月)に開催する第7回ロードレース大会の参加者を、1月19日(金)まで募集します。

8面

年末・年始の市の業務のご案内です



年末年始のごみ・資源物等の収集日程等を掲載しています。どうぞご確認ください!

みんなが安全に安心して暮らせるまちを!

市では、今年度に策定する国民保護計画の素案を公開し、市民の皆さんの意見を募集します。

寄せられたご意見は、西東京市国民保護協議会(国・都・市・関係機関・有識者等で構成し、計画を審議)に提出し、計画づくりに反映します。

防災課 (☎内線2232)



ご存知ですか?『国民保護』

~西東京市国民保護計画(素案)の概要について

皆様のご意見をお寄せください~

「国民保護」ってなに?

国民保護とは、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、「外国からの武力攻撃・大規模テロ等から国民の生命、身体、財産を保護すること」をいいます。こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的方針に基づき、国や都道府県、区市町村等が連携協力して、

住民の避難・救援
被害の最小化
を図ります。

「国民保護計画」ってなに?

国民保護計画は、武力攻撃・大規模テロ等に際して、迅速・的確に国民保護措置を行うため、市町村等が策定するものです。

計画に盛り込むことは、次の3つです。

国民保護措置の実施体制
避難や救援に関すること
平素から備えておくべきこと

策定方針

市は、次の3つの方針に基づき、国民保護計画(素案)を作成しました。

国の「基本指針」、都の「国民保護計画」、

「区市町村モデル計画」等を基本!!

都および市の特性(ガス貯蔵施設、変電所対策等)実効性に配慮!!

自然災害対策等のしくみを最大限に活用!!

想定する事態とは?

武力攻撃事態	着上陸進攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空攻撃
大規模テロ等(緊急対処事態)	危険物資を有する施設への攻撃(ガス貯蔵施設等) 大規模集客施設等への攻撃(駅、列車、劇場等) 大量殺傷物質による攻撃(炭疽菌、サリン等) 交通機関を破壊手段とした攻撃(航空機による自爆テロ等)

備えます!平素から

平素から次のような準備をしていきます。

1 体制の整備

初動体制、職員の参集等の基準を整備
休日・夜間は、宿直員による24時間即応可能な体制を整備しています。
情報伝達体制の整備
防災行政無線
市・消防団等の車両による広報
FM西東京による放送
等の多様な手段で、迅速・的確に情報伝達する体制を構築します。
関係機関(隣接区市、鉄道・バス)との連携
避難住民や救援物資の緊急輸送等を円滑に行う体制を整えます。

2 物資・資器材の備蓄

原則として災害対策用の備蓄物資等を活用し、充実を図ります。

3 PR・啓発

住民や事業者が国民保護に関する認識を深め、適切に行動できるよう、パンフレット作成等により周知を図ります。

4 訓練の実施

住民の皆さんに参加していただき、警察・消防等と連携した訓練を実施します。

武力攻撃事態等への対処

国民保護対策本部(本部長...市長)を設置し、次のような国民保護措置を総合的に推進します。

1 住民の避難

警報の伝達
防災行政無線、市・消防団・警察・消防等の車両、FM西東京による緊急放送、テレビ・ラジオ等、多様な手段を活用し、住民に速やかに警報を伝達します。
避難住民の誘導
避難の必要がある場合、市長は避難実施要領に基づき、避難住民を避難先地域まで誘導します。
災害時要援護者(高齢者・障害者等)に対し、優先的な避難・交通手段の確保等を行います。

2 避難住民等の救済

避難先での住民の生活を支援するため、都との役割分担に基づき、
避難所の設置
飲食料・生活必需品の提供
相談対応
等を行います。

3 安否情報の収集・提供

国、都、市は、市民等からの照会に応じて、個人情報の保護に留意し、速やかに安否情報を提供します。

(次ページへ続く)